

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2及び法第14条の6において準用する法第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年4月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 処分を受けた事業者

#### (1) 名称

株式会社八幡ビルエンジニアリング

#### (2) 所在地

北九州市八幡西区大字則松278番地2

#### (3) 代表者

代表取締役 瀧口 智之

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 処分の年月日

令和7年4月4日

### 4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当する。